



2025年3月10日

各 位

会 社 名 Japan Eyewear Holdings 株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 金子 真也
(コード番号：5889 東証スタンダード市場)
問 い 合 わ せ 先 取締役管理本部長兼管理部長 柴 田 俊 一
TEL. 03-6411-0919

(開示事項の経過) 当社役員による当社株式の売買に関する件について

2025年2月17日付「(開示事項の経過) 株式の売出しの中止及び市場区分の変更申請の取下げに関連した内部管理体制に関する確認事項のお知らせ」にて公表いたしました、当社役員によるインサイダー取引規制違反が疑われる事案(以下、「本事案」といいます。)につきましては、同月21日付け「当社役員による当社株式の売買に関する件について」のとおり、当社から独立した外部の弁護士による調査を実施しておりました。

本日、外部の弁護士から本事案に関する調査の結果(以下、「本調査結果」といいます。)及び再発防止策の提言を受領いたしましたので、下記のとおり、その概要をお知らせいたします。

本事案の発生により、お客さまや株主をはじめ関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、重ねて心よりお詫び申し上げます。

記

1. 調査の結果

本調査結果において、当社の非常勤の監査等委員である社外取締役(以下、「本役員」といいます。)による当社株式の取得(以下、「本株式取得」といいます。)は、当社に関する重要事実を利用して株取引による利益を上げるために行ったものとは認められないものの、当社株式の売出し、それに伴う主要株主の異動及び東京証券取引所プライム市場への上場市場区分の変更という一体的な事実が未公表の状態で行われたものであって、会社関係者が、その職務に関して知った未公表の重要事実を認識した上で行った特定有価証券の売買であり、金融商品取引法のインサイダー取引規制に違反するものであることが認定されるとともに、当社社内規程により求められている事前申請の不実施という当社社内規程に違反するものであることも認定されました。

また、外部の弁護士による調査では、本役員以外の役員への調査も行われましたが、本株式取得のほかにインサイダー取引規制や当社社内規程への違反が疑われる当社株式の売買が行われた事実は確認されませんでした。

2. 再発防止策

本調査結果において、本役員が本株式取得を行うに至った原因は、インサイダー取引規制や当社社内規程についての本役員の理解不足に尽きるとの指摘がなされ、(既存の役員研修に加えて)インサイダー取引規制や当社株式売買に関する社内規程に関する研修・勉強会の定期的な開

催を行うこと等を内容とする再発防止策の提言を頂いております。これを踏まえて、研修・勉強会の開催頻度を高めることに加えて、理解度を確認するプロセスを追加する等内容の見直しを図ります。

3. 今後の対応等

本件が発生したことに対する責任を明確にするために、当社代表取締役社長及び管理担当取締役は、月額基本報酬の30%を2025年4月から2ヶ月間減額いたします。また、本日、本役員から辞任の申出があり、これを受理いたしました。

当社といたしましては、本件を未然に防止できなかったことを真摯に受け止め、本調査結果及び再発防止策の提言も踏まえて、役職員に対する研修を通じたコンプライアンス及びガバナンス意識の強化を図ってまいります。

以上